

第4章 計画段階環境配慮書についての意見と事業者の見解

4-1 配慮書の公告及び縦覧等

4-1-1 公告

(1) 公告日

平成29年4月25日（火）

(2) 公告方法

京都府公報 第2873号（平成29年4月25日）公告

(3) 周知方法

事業者ホームページ、京都府ホームページ、京田辺市広報（広報ほっと京たなべ）及び枚方市広報（広報ひらかた）への掲載を行い周知した。

4-1-2 縦覧

縦覧場所、期間及び時間は表 4-1.1に示すとおりである。

表 4-1.1 縦覧場所、期間及び時間

縦覧場所	縦覧場所の所在地	縦覧期間	縦覧時間
京都府環境部環境管理課	京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町	平成 29 年 4 月 25 日（火）から 5 月 24 日（水）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く）	午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時まで
京都府山城北保健所環境室	宇治市宇治若森 7 の 6		
京都府田辺総合庁舎総合案内・相談コーナー	京田辺市田辺明田1		
京田辺市経済環境部ごみ広域処理推進課	京田辺市田辺80		
京田辺市環境衛生センター甘南備園	京田辺市田辺ボケ谷58		
枚方京田辺環境施設組合事務所	枚方市大字尊延寺2949（枚方市東部清掃工場内）		午前 9 時から午後 5 時30分まで
枚方市行政資料コーナー	枚方市大垣内町2丁目1の20（枚方市役所別館6階）		
枚方市環境部環境指導課	枚方市朝日丘町2の17（枚方市役所分室）		
枚方市役所津田支所	枚方市津田北町 2 丁目 25 の 1		
枚方市役所香里ヶ丘支所	枚方市香里ヶ丘3丁目13		
枚方市役所北部支所	枚方市楠葉並木 2 丁目 29 の 3		

4-1-3 意見書

(1) 意見書の提出期間

平成29年4月25日（火）から6月7日（水）まで

(2) 意見書の提出方法

「京都府環境部環境管理課」宛へ書面の郵送、持参又は京都府のホームページから電子申請による提出。

(3) 意見書の提出状況

意見書の提出は13通であった。

4-2 配慮書についての住民等の意見の概要及び事業者の見解

配慮書の公告、縦覧に伴い提出された配慮書についての住民等の意見は13通であり、以下にその概要とそれに対する事業者の見解を示す。

(1) 事業計画について

No	住民等の意見	事業者の見解
① 煙突高さ		
1	<p>呼吸疾患を有する一市民の立場として、安心安全で快適な暮らしを求める観点から1環境基準および2眺望景観を踏まえて考察すると、今回の可燃ごみ広域処理施設建設に際しては環境基準を重視すべき（将来の環境政策を踏まえると、さらに高い環境基準値のクリアを目指すべき）だと考えます。</p> <p>枚方京田辺環境施設組合による可燃ごみ広域処理施設の煙突の高さは、枚方東部清掃工場の煙突の高さと同じ100m以上とし、煙突の頂点は、同工場と同一以上の標高とすることが適正・適切との意見を表明いたします。</p>	<p>本施設は、適正なごみ処理を行ううえで必要不可欠な施設ですが、一方で、施設を整備するにあたっては、周辺住民の方々の健康のほか環境の保全に万全を期し、安全・安心な施設とする必要があると考えています。</p> <p>配慮書に示す大気質の予測結果では、A案（煙突高さ100m）とB案（煙突高さ59m）とのいずれについても、重大な影響は生じることはないかと予測されましたが、複数案間の影響の差異については、B案に比べ、A案の寄与濃度が低くなることから、環境影響の観点からは優位であると評価しています。煙突高さの違いにより、建設費や維持管理費による差はありますが、本事業では、環境保全性を最優先して整備することとしていることから、寄与濃度の差異が生じる大気質の影響の低減を重視し、A案（煙突高さ：100m 枚方市東部清掃工場と同様）を採用することとしました。また、煙突の高さが十分に高くない場合には、地上において短期間に高濃度が発生する煙突ダウンウォッシュ（ダウンドラフト）現象が発生しやすくなると言われており、そのような観点からも煙突高さはB案より高いA案とした方が望ましいと考えています。</p> <p>今後の施設計画の詳細の検討にあたっては、コスト縮減にも留意し、建設費と維持管理費を合わせたライフサイクルコストの削減ができるように努めます。</p> <p>また、施設の建設にあたっては、煙突排出ガスの自主基準値を守ることのできる適正な排ガス処理装置を設置するとともに、施設の運営においては、当該自主基準値の遵守と維持が図られるよう、維持管理を適正に行い、大気環境の保全に努めます。</p> <p>なお、方法書以降の手続きにおいては、事業実施想定区域における気象状況等の詳細な調査を行ったうえで、必要な環境の保全及び創造のための措置を検討すること等により、環境保全に努めます。</p>
2	<p>煙突高さと風向、風速または地形（山の位置、高さ、形状）との関係で煙突からの煙の排向が定まらないなかで、ダウンウォッシュ的なことも否定できない。煙突高さをできるだけ高くして拡散希釈をはかるべき。</p>	
3	<p>可燃ごみ広域処理施設の建設に際しては、環境基準を重視すべきです。将来の環境政策を踏まえると、さらに高い環境基準値のクリアが必要と考えます。</p> <p>今回、建設される枚方京田辺環境施設組合可燃ごみ広域処理施設の煙突の高さは、100m以上とし、煙突の頂点は、枚方市東部清掃工場以上の標高とすることが適切であります。</p>	
4	<p>市の環境に対しての影響が少しでも低くなるよう希望しております。</p> <p>現在、京田辺市の自然多き環境において、快適に生活をしているため、この良い環境を維持できることを望んでいます。安心安全な快適である暮らしを望んでおります。</p> <p>煙突の高さについて100mでご検討頂けるよう意見をお送りします。</p>	
5	<p>清掃工場建設における環境技術基準が日々向上するなかで、近くにある枚方東部清掃工場が建設されたときの諸条件や各種目標値より優位となる施設を建設すべきであると思います。今回の配慮書では排煙が放出される高さをできるだけ高い位置（枚方東部より高く）とし、排煙拡散に配慮すべき（排煙ができるだけ上昇するようにしてほしい）と思う。</p>	

No	住民等の意見	事業者の見解
6	<p>新規に建設する焼却場は、既存隣接施設に比べて、より環境に配慮した優位な施設（排煙が位置をより高くし、大気中に散らばりやすくした施設）とすべきである。</p> <p>新規施設については、最終的に排煙が出る位置（高さ）と既存隣接する枚方東部焼却場の煙突先の高さよりも高くしていただきたい。</p>	(見解は 4-3 頁を御覧ください。)
7	<p>費用対効果に関する記載が一切ないこと。(配慮書では、費用を考慮せず、環境に最善の配慮を尽くしているものかもしれませんが。)</p> <p>新施設に設置される煙突の高さについて、全国的に採用実績が多い 59m の B 案（案配慮書 (P3-3)）で環境基準を満たしているのであれば、B 案で問題ないように感じたこと。</p> <p>以上より、施設の配置に関する X 案と Y 案及び工作物の構造に関する A 案と B 案の比較において、費用対効果も考慮して案を選択していただければと思います。特に、工作物に関する A 案と B 案では、費用対効果において B 案が優れているのであれば、B 案で十分と感じます。</p>	
8	<p>いずれの案も大きな差異がない前提の意見となりますが、要約書にある「環境基準等との整合」の中で「煙突の高さに係る複数案毎の最大着地濃度地点における環境基準整合状況は、表 4-2.8 に示すとおりである。これによると、全ての予測項目で、いずれの案も環境基準値を下回ると評価される」と記載されていますが、環境以外の要因として、例えば、費用対効果が高い案はどれか等を具体的に検討すべきだと思います。</p>	
9	<p>特に煙突における 2 つの案については、環境負荷と景観の点で十分に考察されていると思うのですが、大きな差と言えるものは寄与濃度のみであり、煙突を高くすればその分数値が低くなる数字であることを考慮すれば、この差も B 案を採用する利点とまでは言えないと考えます。私は、専門的な知識を有するわけではありません。ですが、煙突を 100m に設定するのか、59m に設定するのかでは、煙突自体が大きくなることに加え、煙突を支える基礎部分の強度等から建設費用に大きな差があるであろうと推定することは容易です。また、全国的に多く採用されている B 案に対しての A 案は、枚方東部清掃工場の煙突が 100m である為採用されたのかもしれないのですが、何故枚方東部清掃工場の煙突が 100m であるのかにも疑問を持ちます。</p> <p>ごみ処理施設配置についての X 案、Y 案と煙突に関する A 案、B 案双方にいえることであると思いますが、環境負荷の低い案を採用することによる建設費用に言及がなされていないことに疑問を感じました。</p>	

No	住民等の意見	事業者の見解
10	<p>私たちの暮らしに必要な施設を建てるのなら、市民にとっても周辺地域の人たちにとっても、そして自然にとっても負荷が小さいものが選ばれることを切に願っています。</p> <p>煙突から出る煙の値が、いずれも環境基準よりもすごく小さくなるようなら、影響範囲が小さいほうが良いように思います。</p>	<p>煙突排ガスの最大着地濃度地点までの距離は、B案（59m案）の方が、A案（100m案）よりわずかに近くなると予測しており、いずれの案においても、環境に重大な影響は生じることではないと予測されましたが、複数案間の影響の差異については、B案に比べ、A案の寄与濃度が低くなることから、環境影響の観点からは優位であると評価しています。</p> <p>なお、いずれの案についても、煙突からの負荷濃度は、地域の基礎濃度であるバックグラウンド濃度に比して非常に小さいと予測しており、環境基準の達成は十分図られるものと想定されますが、本事業では、環境保全性を最優先して整備することとしていることから、寄与濃度の差異が生じる大気質の影響の低減を重視し、A案（煙突高さ：100m）を採用することとしました。</p> <p>また、施設の建設にあたっては、排ガスの自主基準値を守ることのできる適正な排ガス処理装置を設置するとともに、施設の運営においては、当該自主基準値の遵守と維持が図られるよう、維持管理を適正に行い、大気環境の保全に努めます。</p>
11	<p>煙突の高さは59mとする案と100m以上とする案があるが、大気への影響を考えると、新しい施設を設置することで大きな影響は生じないと思われます。</p> <p>施設の近くに住む者として、新しい煙突と枚方市の煙突と2本そびえたつのは良いと思わないです。</p> <p>建設費用が安くすみ、景観にも優れている煙突高さ59mがよいと思います。</p>	<p>煙突排出ガスの影響に係る複数案間の影響の差については、A案（煙突高さ100m）とB案（煙突高さ59m）とのいずれについても重大な環境影響は生じることではないと予測されましたが、環境保全性重視の観点から、より寄与濃度の低いA案を採用することとします。</p> <p>景観への影響の観点については、予測対象とした既存文献等より抽出した主要な眺望点からの眺望景観の変化については、大きな差はないと予測しています。</p>
12	<p>配慮書に示されている煙突の高さはできるだけ低い方がいいです。</p> <p>計画地の隣に、京田辺市の焼却場、甘南備園がありますが、これ以上の性能の施設ができるのであれば、大気に大きな影響はないので、少しでも施設が景観になじむようにしてほしいです。</p>	<p>なお、方法書段階以降においては、今後の詳細な施設計画等を踏まえつつ、配慮書で対象とした主要な眺望点に加え、不特定多数の人が行き交うその他の場所等からの煙突の見え方等についても検討したうえで、景観影響の低減に努めます。</p>

No	住民等の意見	事業者の見解
② 広域処理		
13	京田辺市では市民に十分な説明がありません。ごみ広域化については住民に十分な説明をして下さい。	<p>ごみ処理の広域化については、国における平成9年の「ごみ処理広域化計画について」(平成9年5月28日衛環第173号厚生省環境整備課長通知)を受けて、平成11年3月には大阪府及び京都府の両府において、ごみ処理広域化計画が策定されました。</p> <p>枚方市及び京田辺市においてパブリックコメントの実施等により市民合意の下で策定された「ごみ処理施設整備基本構想」(平成26年12月)を踏まえ、両市において可燃ごみを広域処理し、その施設の建設を甘南備園の地域で進めることとなったところです。</p> <p>なお、本可燃ごみ広域処理施設の建設にあたっては、周辺住民及び環境保全の配慮が必要な施設等への配慮も含め、京都府環境影響評価条例に基づく環境影響評価を適切に実施し、必要な環境の保全及び創造のための措置を検討すること等により、環境保全に努めます。</p>
14	<p>配慮書 P2-82、83</p> <p>環境保全について配慮が必要な施設、学校、保育園、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、各種学校、大学、病院、保健医療施設、文化施設、診療所、特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、有料老人ホーム、こども発達支援センター、京田辺市総ての施設です。</p> <p>ごみ施設は絶対必要なものですが、何故枚方市民のものまで京田辺市で引き受けなければならないのですか。</p> <p>少し費用が安くなる。それでは納得できません。</p>	
15	<p>配慮書 P2-165</p> <p>京都府ごみ処理広域化計画の概要も大阪府の概要も各ブロックを示しながら突然大阪ブロックが京都に入ってくるのは納得できません。</p> <p>広域化が大切なのは理解しますが、このような市民を無視したやり方はおかしい。</p>	
16	<p>配慮書 P2-166</p> <p>京都府循環型社会計画の概要を記載されているなら、何故大阪府のごみを受け入れなければならないのか？</p> <p>しっかり京都府は京都府民を守ってください。</p>	

(2) 計画段階配慮事項の選定について

No	住民等の意見	事業者の見解
17	<p>配慮書 P3-3</p> <p>計画段階配慮事項の選定について</p> <p>本事業における計画配慮事項の選定にあたって事業の実施に伴い重大な影響を受けるおそれがある項目はないと考えるが、この文章はまったく京田辺市のことを考えていない。</p> <p>自然、子供、市民、文化、文化財総てに影響を与えます。</p>	<p>現時点において、工事の実施と施設の存在及び供用の観点で、環境に及ぼす影響の可能性について検討した結果、適切な環境配慮により影響の低減に努めることなどより、重大な影響は回避できるものと考えています。従って、配慮書においては、計画段階でできる限り環境への配慮を行う観点から、設定する複数案間で影響の程度が異なると想定される主要な項目を選定し、調査、予測及び評価を実施したものです。</p> <p>なお、方法書以降の手続きにおいては、影響の程度を客観的に示しつつ、周辺住民の安心・理解を得ることなどにも留意し、配慮書で選定した項目以外の項目も対象に、適切な項目の選定と調査、予測及び評価並びに環境の保全及び創造のための措置を検討すること等により、環境保全に努めます。</p>

(3) 計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の結果について

No	住民等の意見	事業者の見解
① 大気質		
18	<p>設定されている複数案のそれぞれに差異があることは理解できますが、その差異がどの程度のものかイメージしにくい印象を受けました。特に煙突高さに係る複数案毎の最大着地濃度地点の将来濃度に関する評価結果では、「全ての予測項目でB案のほうがA案より寄与濃度が高くなる傾向が見られる。ただし、両案の将来濃度（年平均値）は同程度の値となる。」と記載されていますが、差異があるのかないかかわりにくい印象を受けました。</p>	<p>煙突排ガスの影響に係る複数案間の影響の差異については、A案（煙突高さ 100m）とB案（煙突高さ 59m）とのいずれについても重大な影響は生じることはないかと予測されましたが、複数案間の影響の差異については、B案に比べ、A案の寄与濃度が低くなることから、環境影響の観点からは優位であると評価しています。</p> <p>なお、いずれの案についても、煙突からの負荷濃度は、地域の基礎濃度であるバックグラウンド濃度に比して非常に小さいと予測しており、バックグラウンド濃度と寄与濃度を合計した将来濃度はいずれの案も同程度となります。</p> <p>今後の環境影響評価手続きで作成する図書においては、できる限り内容を分かり易く示すよう努めます。</p>
② 景観		
19	<p>配慮書 P4-24 この写真では煙突は視認されないとありますが、煙突は2本見えることとなります。 あるところから、ちょっと写したらこうなりますと枚方はいっています。</p>	<p>配慮書 P4-24 の写真撮影の時期は、平成 29 年 2 月に行っており、一年を通して最も落葉している木が多い時期であり、樹木による遮蔽が最小であると考えます。このような状況のもと、当該眺望点で行ったフォトモンタージュでは、常緑樹と煙突位置が重なるため煙突は視認されないと評価しました。</p> <p>なお、方法書段階以降においては、不特定多数の人が行き交うその他の場所からの煙突の見え方等についても調査、予測及び評価を行います。</p>

(4) その他の環境影響について

No	住民等の意見	事業者の見解
① 大気質		
20	<p>枚方東部清掃工場建設の時、恒風があるので枚方住民には被害がないと説明されたのでひどくショックを受け印象に残っている。</p> <p>80mの煙突を100mにして、京田辺市へ総て送ると説明された。その時気象庁に問い合わせをした。</p>	<p>配慮書における煙突排ガスの予測は、既存の気象測定データ等を用いて行ったものですが、方法書以降の手続きにおいては、事業実施想定区域における気象状況等の詳細な調査を行ったうえで、詳細な影響予測を改めて実施し、十分な影響の検証及び必要な環境保全措置の検討を行います。</p>
21	<p>配慮書 P2-72</p> <p>京田辺市では、山林、田が土地利用として多く近隣農家として茶畑、野菜づくりがさかんです。その自然のものにふりそそぐ0.00・・・といわれても困ります。</p> <p>枚方市民のごみは当然枚方市民の考えで処理して下さい。</p> <p>ナスやお茶は京田辺市の特産品です。</p> <p>農家の人はこわいのでいえないとおっしゃいます。</p>	<p>なお、排ガスによる植物への影響については、配慮書に示した予測結果では、施設から排出される排ガスにより増加する寄与濃度は、最大でも現況の大気中に含まれるバックグラウンド濃度の1/100程度と十分に小さく、バックグラウンド濃度と寄与濃度を合計しても現況の濃度とほぼ変わらないと予測されることから、施設稼働により植物への新たな影響が生じることはないと考えています。</p>
22	<p>配慮書 P2-5</p> <p>図 2.2.2 気象観測所位置図にあるように京田辺地域観測所は城陽市に近い位置にあります。事業実施地とはまったく別の位置です。事業予定地ではかるべきです。</p>	
② 騒音		
23	<p>配慮書 p2-15</p> <p>自動車騒音及び環境騒音測定位置図をみても意味不明。ほとんどの事業予定の車がどう通るかを見ることが大切です。</p>	<p>配慮書の第2章については、既存の文献資料等を用いて事業実施想定区域の周辺の環境がどのようになっているかを把握することが目的となっています。このため、本事業の関係車両の走行しない場所についても、騒音の状況を取りまとめています。</p> <p>なお、本事業の工事関係車両及び供用後における廃棄物等の運搬車両は、主に京田辺市及び枚方市を結ぶ国道307号を走行する計画であり、その先においては、車両台数は分散されることが考えられることから、方法書以降の手続きにおいては、事業による負荷が大きくなる前記の区間を対象に、詳細な調査、予測及び評価、並びに環境の保全及び創造のための措置の検討を行うこととしています。</p>
③ 水環境		
24	<p>建設予定地における雨水は、建設予定地から見て国道307号手前に沿って存する水路に流出し東側（京田辺市外方面）に向かって流れ天神川を経て一級河川の木津川へ注ぎこむ。</p> <p>開発に伴う治水対策事務処理マニュアルに準じ雨水貯留施設が必要です。</p> <p>京田辺市では、お茶、ナス、農作物等に影響があります。十分に市民に説明する必要があります。</p>	<p>建設予定地では、造成に伴い裸地が生ずることから、開発行為を行う際には、「開発行為に伴う治水対策事務処理マニュアル（案）」（平成20年4月、京都府）及び「重要開発調整池に関する事務処理マニュアル」（平成29年7月、京都府）に基づき、調整池等を設置するなどにより、適切な治水対策を行います。</p> <p>また、方法書以降の手続きにおいて、降雨時の濁水による影響を評価項目として選定し、調査、予測及び評価、並びに環境の保全及び創造のための措置の検討を行うこととしています。</p>

No	住民等の意見	事業者の見解
25	<p>配慮書 P2-23</p> <p>公共下水道を使用するのは全部京田辺市側です。公共下水道料はどこが利用料を支払うのですか。</p> <p>放出した時の水質の状況 PH、SS、BOD、COD、大腸菌群数、全窒素、全リン、亜鉛など水質の状況など、国か京都府か京田辺市か？などあたりまえに影響を受ける京田辺市がしっかりしてもらわないと困ります。</p> <p>京田辺市はそんなのはかれない。組合が料金を支払うのとちがうか？京田辺市側は下水は流したらいい。大量の下水がどう流れるかも知ろうともしない人々に京都の自然が守れるのでしょうか。</p>	<p>施設から発生するプラント排水については場内で循環利用することを基本とし、余剰分と生活排水のみを下水道放流とする計画です。下水道への放流にあたっては、排水処理設備において適切な処理を行い、排除基準を遵守します。</p> <p>また、下水道へ導水することに係る利用料については、枚方市及び京田辺市の両市で構成している枚方京田辺環境施設組合として支払うことになるため、京田辺市のみの負担となることはありません。</p>
26	<p>配慮書 P2-74</p> <p>京田辺市松井ヶ丘ではまだ上水は地下水のみでまかなっています。自然に降る雨は地下水となり京田辺市民の口に入ります。</p> <p>豊かな自然が残る京田辺市民としては、行政の方々しっかり考えて下さい。</p>	<p>京田辺市松井ヶ丘地区における上水道の水源地は、地下水を基本としつつ、一部京都府営水道で賄われています。</p> <p>なお、施設の設置、稼働にあたっては、水質汚濁防止法の規定に基づき地下水汚染を生じさせない対策を講じます。</p>
27	<p>配慮書 P2-99</p> <p>地下水保全要綱、これについては京都府が管轄とありますが、きちんと調べてくれるのですか。何という課が調べるのですか？</p>	<p>京田辺市では、地下水の枯渇防止及び地下水資源の保全等のため、京田辺市地下水保全要綱（昭和 60 年 12 月 30 日京田辺市告示第 114 号）を定め、一定の規模の地下水採取者に対して届出及び定期的な報告を義務付けています。この所管は、京田辺市環境課となります。</p>
④ 地形・地質		
28	<p>建設予定地の地質は田辺礫層（06）に相当する地すべり地です。</p>	<p>建設予定地の地質は、地質学的には、大阪層群下部の田辺累層の水取礫層と呼ばれる地質で、主に砂・礫層からなっています。礫層であることと地すべり地とは直接的な関係はありません。</p>
29	<p>配慮書 P2-36</p> <p>活断層データベースによると調査地域に活断層は分布していないとあるが、活断層よりもっと怖いといわれる撓曲（とう曲）がある。</p>	<p>撓曲は、地下の断層活動に伴って上位の未固結～半固結の地層が変形したものです。「日本の活断層」（平成 3 年）によると、建設予定地周辺には、活断層として生駒断層帯の交野断層や普賢寺撓曲、富雄川撓曲-高船断層などが分布していますが、事業実施想定区域内には、それらは分布していません。</p>
30	<p>配慮書 P2-114</p> <p>事業実施区域は土砂災害警戒区域です。</p>	<p>事業実施想定区域の一部は、平成 28 年 3 月 28 日付けで京都府より土砂災害警戒区域（田辺 2（新こ 1005-2）及び田辺 3（新こ 1005））として土砂災害警戒区域の指定を受けています。ただし、土砂災害警戒区域は土砂災害防止法に基づき、住民の方が土砂災害のおそれのある箇所を確認し、災害への備えや警戒避難に役立てるために公表されているものであり、法的な規制はありません。</p> <p>このため、開発の制限や開発時の許可等は必要ありませんが、施設の整備に当たっては、災害にも十分耐えうる安全な施設の整備に努めます。</p>

No	住民等の意見	事業者の見解
⑤ 自然環境		
31	<p>配慮書 P1-15 自然環境について この点が最大の問題点です。 木津川流域は希少植物、魚、蝶とまだ豊かな緑や自然が残り残さねばならない特別な地域です。 枚方市のように早くひらけた地域では、まだ住民自身が転入者が多くその良さに気づいていません。しっかり住民に説明することが大切です。 京都府の絶滅危惧種もあります。</p>	<p>配慮書においては、既存の文献資料等により動植物の分布情報を整理しましたが、方法書以降の手続きにおいては、現地における詳細な調査を行い、希少な動植物の分布状況も十分に把握したうえで、影響の予測及び評価並びに環境の保全及び創造のための措置を検討します</p>
32	<p>配慮書 P2-36 動植物の生息又は生育及び生態の状況 これほど多くの動植物が生育しているところは、京都府内では少なくなった。何故このことをしっかり京田辺市民、京都府民は考えて下さらないのでしょうか？ 失った自然は何億円出しても取り戻す事はできません。京都で生まれ京都で育った私はやっぱり緑豊かな自然を大切にしていきたい。</p>	
33	<p>配慮書 P105 図 2-2.31 保安林 ほとんどが京田辺市です。どれだけ京田辺市には自然が残っているか。京田辺市役所の方々には京田辺市を守ってください。京都府職員の方々には京都府民を守ってください。</p>	
34	<p>配慮書 P2-167 京田辺市は望ましい環境像を描きながら、現実には自然の破壊が続いている。現在、他市町村と違って人口増が続く京田辺市は山々が切りさかれ建築が進み、どんどん自然破壊が続いています。道路にはゴミのポイ捨てなど、緑の山々、木々破壊が耐えられない。</p>	
35	<p>甘南備山生活環境保全林について 甘南備山は市街地から近く豊かな自然条件にめぐまれていることから京都府において昭和62年（1987）から生活環境保全林業が甘南備山84ヘクタール全域を対象とし、その内25.6ヘクタールを整備区域として多種類の木々をゾーンごとに植林し、管理道路や林内遊歩道、防火貯水池など整備し豊かな木々や植物、花、野鳥、昆虫など京都府民、京田辺市民、他市の人々から愛されている生活保全林です。お正月など列が続くにぎわいです。 そのような所に巨大なごみ施設はいりません。</p>	<p>生活環境保全林は、林野庁の治山事業の一環で指定されているものであり、事業実施想定区域近傍では、甘南備山が指定されています。 事業実施想定区域は甘南備山の範囲に含まれておらず、当該保全林の伐採等を行うことはありません。ただし、事業実施想定区域は、甘南備山の近傍に位置することから、方法書以降の手続きにおいては、植物、動物、生態系及び人と自然との触れ合い活動の場を評価項目として選定し、現地における調査を行ったうえで予測及び評価並びに環境の保全及び創造のための措置を検討します</p>

No	住民等の意見	事業者の見解
⑥ 人と自然との触れ合いの活動の場		
36	<p>配慮書 P2-65 人と自然の触れ合い活動の場</p> <p>開発がすでに終わりに近づいた枚方市と京田辺市では自然との触れ合いの場は違います。人口やっと6万8千の市と、すでに40万人の枚方市ではまったく異なります。少し残っている京田辺市甘南備山周辺を京田辺市民、京都府民、周辺市民の自然の触れ合いの場として残して下さい。お正月には初のぼりとして列が続く市民の触れ合いの場です。</p>	<p>既存文献資料によると、事業実施想定区域の近傍では、ハイキングコース等を有する甘南備山等が分布していますが、本事業の実施により、それらの人と自然の触れ合い活動の場を改変することはありません。</p> <p>方法書以降の手続きにおいては、人と自然の触れ合い活動の場も評価項目として選定し、調査、予測及び評価並びに環境の保全及び創造のための措置を検討します。</p>
⑦ 文化財		
37	<p>配慮書 P2-173～174 文化財及び埋蔵文化包蔵の状況</p> <p>文化財保護法及び埋蔵文化包蔵の状況</p> <p>京田辺市では多数文化財がある数えきれない遺跡もある。</p> <p>教育総務室、文化振興室など対応がない。まだ考えられてもいない。問題と考えていない。</p>	<p>既存文献資料によると、事業実施想定区域においては文化財及び周知の埋蔵文化財は存在していないため、これらを改変することはないと本事業の実施により影響が生じることはないと考えています。</p> <p>なお、事業の実施にあたり、工事中に埋蔵文化財が確認された場合等においては、文化財保護法に基づき、適切な記録及び保存を行います。</p>
⑧ 廃棄物等		
38	<p>配慮書 P2-101 図 2-2.29</p> <p>廃棄物が地下にある区域、青印点</p> <p>以前、京田辺市側に流出しているとして問題になりましたが市民に十分な説明もなく、うやむやになったように思っています。</p> <p>現在はどうなっているのですか。説明してください。</p>	<p>意見で言及されている場所は、配慮書 P. 2-101 の図に示す NO. 4 の箇所、元下水道汚泥処分地であると思われます。当該箇所は、安全対策工事完了後の平成 18 年 4 月に、枚方市元下水汚泥処分地安全対策委員会から「処分地の現状は、周辺環境に悪影響を及ぼすものではないと言える。以上の現状から判断する限り、今後の対応については通常の廃棄物処分場跡地と同様の管理を行うことで差し支えないと考えられる。」と枚方市へ最終報告されています。</p> <p>その結果を踏まえ、枚方市では、当該地の管理を継続して行っていくとともに、上部利用として平成 27 年から東部スポーツ公園を開設されています。</p>

No	住民等の意見	事業者の見解
⑨	温室効果ガス等	
39	<p>配慮書 P1-10</p> <p>資源循環性余力な電力を電力会社に売却とあるが現在電力を買うところはない。</p>	<p>既存の枚方市東部清掃工場では、開設時は余剰電力を関西電力に売却していましたが、電力自由化以降、現在は競争入札により他の電力会社に売却しています。このように、可燃ごみ広域処理施設においても、余剰電力の売却は可能と考えています。</p>
40	<p>配慮書 P2-162</p> <p>京都府地球温暖化対策推進計画によれば、平成 32 年度までに平成 2 年度と比べて 40%削減するとしています。京都府地球温暖化対策室によると、平成 32 年度までに平成 2 年と比べて 25%を削減するのを目標としているが、26 年度では 15%しか削減できていません。</p> <p>できていない上に枚方市 40 万人分のごみを燃やすとなると京都府としては責任を果たせません。自分の課だけでなく京都府全体を考えた仕事をしてほしい。枚方市の横暴です。</p>	<p>一般廃棄物の焼却処分を広域で行っている場合は、市町村の処理量ごとで排出量を推計するとされており、温室効果ガスの排出量を処理場の立地ではなく、発生源の市町村に帰属させるため、枚方市分が京都府地球温暖化対策推進計画に影響を及ぼすことはありません。</p> <p>なお、本施設については、ごみの焼却時に発生する熱を利用して、発電を行う計画であり、両市のごみ処理に伴う温室効果ガスの削減に貢献することができると考えています。</p>

(5) その他

No	住民等の意見	事業者の見解
41	<p>平成 28 年 5 月 31 日付け総務大臣からの許可を受けたとあるが、情報公開ではほとんど枚方側の考えで京田辺市住民の声は後に少しだけ。住民はほとんど知らない。</p>	<p>京田辺市及び枚方市においてパブリックコメントの実施等により市民合意の下で策定された「ごみ処理施設整備基本構想」(平成 26 年 12 月)を踏まえ、両市において可燃ごみを広域処理し、その施設の建設を甘南備園の地域で進めることとなったところです。</p> <p>それを受け、可燃ごみ広域処理施設の建設の事業実施主体については、地方自治法に基づく一部事務組合を設立して行うこととされ、平成 28 年 5 月 31 日付けで総務大臣から許可を受け「枚方京田辺環境施設組合」が設立されたものです。</p> <p>組合設立までの過程では、両市の広報等により状況をお知らせするとともに、パブリックコメントの実施など市民の皆様の見解も踏まえながら事業を進めてきましたが、今後も、組合として引き続き広報やホームページなどによる積極的な情報公開と説明に努めます。</p>
42	<p>配慮書 P1-12 国道 307 号、700m 京田辺市側を走ることになるが、その整備費等の負担額などない。 国道であるが、整備等は京田辺市がするといっている。まわりの自然状態などダンプが走り続けることの自然破壊が心配。どう配慮するのか？</p>	<p>本事業の工事車両や廃棄物運搬車両等の走行による道路沿道環境への影響については、方法書以降の手続きにおいて、詳細な調査、予測及び評価を実施し、必要に応じ、適切な環境保全措置を検討していきます。</p> <p>なお、現在国道 307 号で行われている線形改良工事については、京田辺市ではなく、京都府が実施しています。</p>

4-3 配慮書についての知事の意見及び事業者の見解

条例第7条の6の規定により、配慮書についての知事意見が平成29年8月17日に事業者に送付された。

以下に、知事意見とそれに対する事業者の見解を示す。

(1) 全般的事項

知事の意見	事業者の見解
方法書以降の手続においては、以下の個別事項に留意し、各環境要素に対する影響について検討の上で評価項目を選定し、科学的知見に基づく十分かつ適切な調査、予測及び評価（以下「調査等」という。）を行い、必要な環境保全措置を検討すること。	方法書以降の手続においては、個別事項に留意し、各環境要素に対する影響について検討の上で評価項目を選定します。また、科学的知見に基づく十分かつ適切な調査、予測及び評価を行い、必要な環境保全措置を検討していきます。
造成地盤高さは、工事中の影響だけでなく、必要に応じて施設稼働時の影響も考慮して決定すること。また、煙突高さは、住民意見にも十分に配慮した上で、以下に述べる大気質及び景観に関する事項を考慮して決定すること。なお、これらの決定に係る経緯については、方法書において詳細に記載すること。	造成地盤高さは、工事中の影響だけでなく、参考として施設稼働時の影響も考慮して決定します。また、煙突高さは住民意見に配慮し、大気質及び景観への影響を考慮して決定します。なお、これらの決定に係る経緯については、方法書において詳細に記載します。

(2) 個別事項

1) 大気質

知事の意見	事業者の見解
施設の稼働による排出ガスの影響については、年平均値のみでなく、逆転層の形成や局地風等の気象条件による短期的な高濃度の影響にも十分考慮し、近隣で稼働中である枚方市東部清掃工場の影響も加味して適切に調査等を行うこと。	施設の稼働による排出ガスの影響については、年平均値ほか、逆転層の形成や局地風等の気象条件による短期的な高濃度の影響についても予測評価を行います。また、近隣で稼働中である枚方市東部清掃工場の影響も加味できるよう調査等を行います。
本事業により、地域において処理する廃棄物が増加することに伴う環境負荷の増加が考えられるが、焼却施設の性能が向上することにより削減される環境負荷もあることから、全体としての負荷量の変化にも着目して評価を行うこと。	地域において処理する廃棄物が増加することに伴う環境負荷の増加と、焼却施設の性能が向上することにより削減される環境負荷を考慮し、準備書において必要に応じ全体としての負荷量の変化にも着目した評価を行います。

2) 騒音・振動

知事の意見	事業者の見解
国道307号において、「道路に面する地域」の環境基準を達成していない区間があることから、工事用車両による影響だけでなく、施設関係車両による騒音・振動の影響についても、適切に調査等を行うこと。	騒音の調査地点は、「道路に面する地域」の環境基準を達成していない区間を考慮し、主要な車両走行ルートとなる国道307号に調査地点を設定して、工事用車両及び施設関係車両による騒音・振動の影響について調査等を行います。

3) 水質

知事の意見	事業者の見解
工事中の濁水の影響について調査等を行うとともに、施設供用時の排水については、公共下水道への負荷も含め事業区域外へ排出される環境影響として検討すること。	工事中の濁水の影響を予測評価するため、降雨時の水質調査を行います。また、施設供用時の排水については、プラント排水は循環利用を基本とし、余剰分について生活排水と併せて公共下水道へ放流する計画であるため、評価項目としませんが、事業計画において、公共下水道への負荷に対する保全対策の内容を整理し記載します。

4) 動物、植物及び生態系

知事の意見	事業者の見解
平成5年及び平成10～11年の枚方市東部清掃工場建設時の調査で、動物、植物の重要種が確認されており、また事業実施想定区域に近接して鳥獣保護区が存在することから、現況調査を実施するとともに、必要に応じ、専門家等からの助言も踏まえ、事業に伴う環境影響をできる限り低減するよう努めること。	平成5年及び平成10～11年の枚方市東部清掃工場建設時の調査などの地域の動植物調査結果や、事業実施想定区域に近接する鳥獣保護区に留意して現況調査を実施します。また、必要に応じ、専門家等からの助言も踏まえ、事業に伴う環境影響をできる限り低減するよう努めます。

5) 景観

知事の意見	事業者の見解
煙突及び建物の景観については、遠い眺望点からの評価だけにとどまらず、近景についても適切な地点を選定し、調査等を行うこと。なお、国見山からの眺望については、明確に視認できる地点が存在することから、適切な地点を再調査した上で、予測及び評価を行うこと。	煙突及び建物の景観については、国道307号沿道などの近景のほか、人々が日常的に利用している場等を調査地点として選定し、調査等を行います。 国見山からの眺望については、視認できる地点の眺望に鉄塔が含まれ新施設煙突は目立ちにくく、仰角の変化は指標を下回ります。また、眺望地点はハイキングコースでは無く、鉄塔管理通路であることから、眺望景観への影響は小さいものと考えます(図4-3.1及び図4-3.2参照)。
建物・煙突の色彩やデザインは、地域景観との調和に留意して決定するとともに、敷地内の緑化も十分検討すること。	建物・煙突の色彩やデザインは、地域景観との調和に留意して決定します。 また、敷地内の緑化も検討します。

6) 温室効果ガス等

知事の意見	事業者の見解
ごみ収集車の走行を含め、事業実施に伴う温室効果ガスの排出量に関し、適切に予測及び評価を行うとともに、実行可能な最大限の排出抑制策を検討すること。	ごみ収集車の走行を含め、事業実施に伴う温室効果ガスの排出量に関して予測及び評価を行います。 また、計画の検討にあたっては実行可能な最大限の排出抑制策を検討のうえ、焼却に伴う熱を利用した発電等の温室効果ガスの排出抑制の状況も含め予測及び評価を行います。

■ 国見山からの眺望について（参考）

国見山からの眺望については、図 4-3.1に示すとおり視認できる地点の眺望に鉄塔が含まれ新施設煙突は目立ちにくく、仰角の変化は0.1度であり指標の18度を下回ります。

また、国見山から視認できる眺望地点は、図 4-3.2に示すとおりハイキングコースから分岐した、鉄塔管理通路であることから、眺望景観への影響は小さいものと考えます。



2017年9月写真撮影

図 4-3.1 眺望景観の変化の予測結果（国見山）



出典：電子国土web（国土地理院）

図 4-3.2 国見山から視認できる眺望地点